

ポイント

(令和5年度漁業信用保険料率算定委員会の結果について)

1. 趣旨

第5期中期目標において、毎年度、保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて見直しを行うこととされており、令和5年12月20日に漁業信用保険料率算定委員会（以下「委員会」という。）を開催し、点検を行った。

2. 点検の結果

令和4年度の委員会において示された料率の点検等に関する考え方に基づき点検を行った結果、

(1) 令和5年度理論値保険料率（代替値含む）は、漁業近代化資金で設定保険料率を下回り、事業資金及び経営維持資金で設定保険料率を上回る結果となった。

(2) このうち

① 漁業近代化資金については、20トン以上、20トン未満ともに理論値保険料率が低下傾向にあり、設定保険料率を下回っているため、料率の引下げを検討する必要があると判断された。

② 事業資金及び経営維持資金については、理論値保険料率が継続的に設定保険料率を上回っているが、その差が拡大傾向にあるわけではないため、料率の引上げ要件を満たしていないと判断された。

3. 料率見直しの検討結果

漁業近代化資金については、20トン以上と20トン未満を同率とするとともに、近年の社会情勢等を踏まえ、安定性を考慮し、20トン未満の理論値保険料率の直近3か年平均である0.17%へ引き下げることとした。

(20トン以上:0.3%→0.17%、20トン未満:0.22%→0.17%)

(参考)

料率の点検等に関する考え方（令和4年度委員会資料抜粋）

- ① 理論値保険料率が低下傾向にあり、設定保険料率を下回っている場合には、保険料率の引下げを検討すること
- ② 理論値保険料率が設定保険料率を上回り、理論値保険料率と設定保険料率の差が拡大傾向にある場合には、保険料率の引上げを検討すること
を前提にしつつ、
- ③ 保険収支の状況、制度運営の安定性及び漁業者の負担能力等も勘案して保険料率を設定

令和 5 年 12 月 20 日

漁業信用保険料率に係る令和 5 年度の点検等について

1 趣旨

第 5 期中期目標において、漁業信用保険料率については、毎年度、保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて見直しを行うこととされている。

このため、本年度も漁業信用保険料率算定委員会において、保険料率水準の点検を実施する。

【参考】第 5 期中期目標（抜粋）

第 3-3-(2)-ア 適切な保険料率の設定

保険料率については、漁業特有のリスクを踏まえるとともに、漁業者等の負担が過度に大きくならないよう十分配慮しつつ、持続的に制度運営していけるよう、毎年度、各資金における保険料率水準を点検し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。

2 保険料率の設定の考え方

(1) 保険料率設定の基本的な考え方（理論値）

保険においては、収支相等の原則に基づき、保険集団ごとに、保険料収入や回収金収入で保険金を支出することが基本であり、理論値保険料率は以下の式により算出している。

$$\text{理論値保険料率} = (\text{事故率} \times (1 - \text{回収率})) \div \text{残高率}$$

※ 1 事故率：保険引受年度以降の経過年度ごとの直近 10 か年の代位弁済額及び弁済額の各累計額による平均事故率

※ 2 回収率：保険金支払年度以降の経過年度ごとの回収率の 10 か年累計回収率

※ 3 残高率：直近 10 か年の引受けに係る実残高率の平均値

(2) 現行保険料率設定の考え方

① 漁業信用保険業務においては、国において、漁業者の経営状況をかながみ、漁業者の負担が過度に大きくならないよう、政策的に保険料率を軽減するよう制度設計を行っている。

具体的には、収支均衡に向けた保険料率に基づき算出される保険料収入に対し、漁業者の負担軽減の観点から設定された保険料率に基づく保険料収入が下回る差額分について国から漁業信用保険事業交付金が交付されることによって、信用基金の収支が償われることとなっている。

② このことから、保険料収入、回収金収入及び保険金支出の 3 つの要素のほかに、交付金による収入も含めて、中長期的に業務収支が均衡することを基本的な考えとしており、設定される保険料率は理論値より一定程度低い水準のものとなっている。

3 保険料率の点検

(1) 5年度における点検の論点

① 保険料率の見直しの考え方

設定保険料率と理論値保険料率との差が拡大傾向にある資金について、保険料率の引下げ又は引上げの検討（4年度料率算定委員会で整理した考え方による）

5年度年度計画（抜粋）

- ① 理論値保険料率が低下傾向にあり、設定保険料率を下回っている場合には、保険料率の引下げを検討すること、
- ② 理論値保険料率が設定保険料率を上回り、理論値保険料率と設定保険料率の差が拡大傾向にある場合には、保険料率の引上げを検討すること

② 4年度に算定不能だった料率区分の算定方法について

4年度にデータがなく理論値保険料率の算定が不可能だった資金区分について代替案を検討する。

(2) 理論値保険料率と設定保険料率の比較

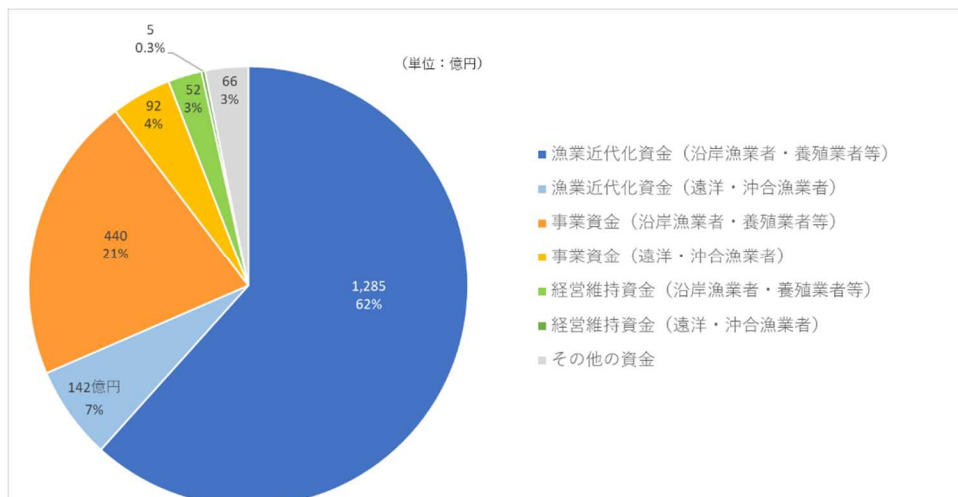
① 保険引受残高の構成

各資金等種類の令和4年度末現在の保険価額残高に占める割合（金額ベース）を見ると、①沿岸漁業者や養殖業者向けの近代化資金が62%で最多で、以下、②沿岸漁業者や養殖業者向けの事業資金が21%、③遠洋・沖合漁業者向けの近代化資金7%、④遠洋・沖合漁業者向けの事業資金4%、⑤沿岸漁業者や養殖業者向けの経営維持資金*が3%、となっており、これら5つの資金種類で全体の約97%を占めている。

これらの主要な資金について令和5年度理論値保険料率を算出し、設定保険料率と比較することとする。

*一般緊急融資資金、借替緊急融資資金、経営安定資金及び事業資金のうち旧債整理資金

保険引受残高の構成比率（令和4年度末時点）



なお、残り 3%の「その他の資金」であるが、この内訳は以下のとおりである。

「その他の資金」の内訳（単位：百万円）

金融公庫資金	23	0.4%
公害防止資金及び災害資金	0	0%
生活資金	5,465	83.0%
漁協等保証債務	74	1.1%
漁業経営改善促進資金	1,026	15.6%
計	6,588	100.0%

② 4年度に理論値保険料率が算出できなかった2つの料率区分の代替案について

4年度保険料率算定委員会（抜粋）

5 次期中期目標期間以降の保険料率の点検等に関する考え方

なお、20トン以上の近代化資金及び経営維持資金については、それぞれ理由は異なるものの、理論値保険料率が算出されなかったことを踏まえ、来年度以降、これら資金の理論値保険料率のあり方について資金毎に検討することが必要であると考えられる。

ア 近代化資金（20トン以上） **【直近10年の事故がないため事故率0】**

⇒（案）「20トン以上」と「その他」のデータを統合して「近代化資金」の理論値保険料率代替値を算出することとする。

「20トン以上」と「その他」のデータを統合した事故率・回収率・残高率を使用

【事故率】 0% ⇒ 0.69% 理論値保険料率代替値 0.09%

イ 経営維持資金（20トン以上） **【直近10年の残高がないため残高率0】**

⇒（案）「20トン以上」と「その他」のデータを統合して「経営維持資金」の理論値保険料率代替値を算出することとする。

「20トン以上」と「その他」のデータを統合した事故率・回収率・残高率を使用

【残高率】 - % ⇒ 4.57% 理論値保険料率代替値 2.37%

③ 理論値保険料率と設定保険料率の比較

理論値保険料率と設定保険料率との比較は下表のとおり。（単位：％）

資金種類	中小漁業者等区分	設定 保険料率 (A)	理論値 保険料率 (B)	設定保険料率と 理論値保険料率 の差
			R5年度	(B－A)
漁業近代化資金	20トン以上の者	0.30	(0.09)	▲0.21
	その他の者	0.22	0.12	▲0.10
事業資金	20トン以上の者	1.05	1.62	0.57
	その他の者	0.77	1.41	0.64
経営維持資金	20トン以上の者	1.20	(2.37)	1.17
	その他の者	1.20	2.24	1.04

4 令和5年度の保険料率水準の点検結果

(1) 令和5年度理論値保険料率（代替値含む）は、近代化資金で設定保険料率を下回り、事業資金及び経営維持資金で設定保険料率を上回る結果となった。

(2) このうち

① 近代化資金については20トン以上、20トン未満ともに理論値保険料率が低下傾向にあり、設定保険料率を下回っているため、料率の引下げを検討する必要があると判断された。

○近代化資金の直近10か年における理論値保険料率の推移（単位：％）

	現行 保険料率	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
20トン以上	0.30	0.26	0.32	0.31	0.26	0.05 (0.31)	0.04 (0.16)	0.05 (0.14)	0.02 (0.11)	- (0.11)	- (0.09)
その他	0.22	0.48	0.49	0.48	0.47	0.43	0.35	0.31	0.26	0.14	0.12

※括弧書は20トン以上とその他のデータを統合した「代替値」。

② 事業資金及び経営維持資金（借換緊急融資資金）については、理論値保険料率が継続的に設定保険料率を上回っているが、その差が拡大傾向にあるわけではなく、料率の引上げ要件を満たしていないと判断された。

○事業資金の直近10か年における理論値保険料率の推移（単位：％）

	現行 保険料率	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
20トン以上	1.05	2.78	3.08	3.06	2.87	2.29	1.69	2.07	1.64	1.53	1.62
その他	0.77	2.19	2.18	2.39	2.27	2.87	2.47	2.82	2.68	1.45	1.41

※令和3年度以前の事業資金は旧債整理を含む

○漁業経営維持資金の直近10か年における理論値保険料率の推移（単位：％）

	現行 保険料率	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
20トン以上	1.20	1.73	3.06	3.09	2.85	1.96	2.02	2.22	2.21	(2.42)	(2.37)
その他	1.20	3.26	3.39	2.97	2.77	2.57	2.12	2.02	2.05	2.28	2.24

※令和3年度以前の事経営維持資金は借替緊急融資資金の理論値

※括弧書は20トン以上とその他のデータを統合した「代替値」

○直近10か年における漁業信用保険業務の保険収支（単位：百万円）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度
保険料	1,014	956	905	834	767	705	678	692	660	600
回収金	942	979	654	684	772	683	600	656	562	442
交付金	345	345	345	345	345	345	345	172	172	172
収入計	2,301	2,280	1,903	1,862	1,883	1,732	1,622	1,520	1,394	1,215
保険金	1,639	1,810	1,926	2,854	1,363	1,147	1,336	692	679	395
支出計	1,639	1,810	1,926	2,854	1,363	1,147	1,336	692	679	395
保険収支	662	470	▲ 23	▲ 992	520	584	286	828	716	820

5 料率の見直しの検討について

(1) 近代化資金については、料率の引下げを行うこととする。

- ① 20トン未満の料率については、近年の保険事故の減少が、必ずしも経営の好転を反映したものではなく、コロナ対策資金の融通や既往引受の条件変更による資金繰りの改善による一時的なものとも考えられることから、直近1年の理論値保険料率ではなく、直近3年の理論値保険料率の平均値をとることで安定性を高めることとする。
- ② 20トン以上の料率については、理論値保険料率は20トン未満より低くなっているが、引受件数自体が少ないため、算出された数値の安定性に欠けると考えられることや、沿岸漁業者は一般的に沖合・遠洋漁業者に比して政策的な優遇措置がとられるのが通例であることにも配慮し、20トン未満と同率までの引下げに止めることとしたい。

従って、新たに設定する保険料率は、20トン未満、20トン以上ともに同率の0.17%とする。

- ③ 料率見直し後の保険料収入の減少を試算すると、年間 59 百万円の減収であり、近年の保険収支の状況から見て問題のない水準と判断された。

近代化資金の保険料の減収試算（料率見直し後）

	(現行)	(4年度実績)	(見直し後)	(試算)
	保険料率	保険料収入	保険料率	保険料収入
20トン以上	0.30%	32M	0.17%	18M (▲14M)
その他	0.22%	200M	0.17%	155M (▲45M)
		計 232M		計 173M (▲59M)

※保険料収入は4年度実績と同条件とし、見直し後の料率を適用して試算。

- (2) 事業資金及び経営維持資金（借換緊急融資資金）については、理論値保険料率がほぼ横ばいで推移していることから、料率については据え置くこととしたい。

6 次年度以降の保険料率の点検等に関する考え方

保険料率の設定の基本的な考え方は、2（1）及び（2）のとおりであるが、保険料率の見直しにあたっては、国の制度設計を踏まえ、

- (1) 理論値保険料率が低下傾向にあり、設定保険料率を下回っている場合には、保険料率の引下げを検討すること、
- (2) 理論値保険料率が設定保険料率を上回り、理論値保険料率と設定保険料率の差が拡大傾向にある場合には、保険料率の引上げを検討すること

を前提にしつつ、

- (3) 保険収支の状況、制度運営の安定性及び漁業者の負担能力等も勘案して保険料率を設定していく必要があるものと考えられる。

○ 令和4年度における保険引受け及び保険金支払い等の状況

1 令和4年度の保険引受状況

(単位：件、百万円)

区分		R 2年度 (A)	R 3年度 (B)	増減額 (C=B-A)	前年度比	R 4年度 (E)	増減額	前年度比
					(D=B/A)		(F=E-B)	(G=E/B)
漁業近代化資金	設備資金 (漁船リース事業)	13,796	16,369	2,573	18.6%	12,482	▲3,888	▲23.7%
	設備資金 (漁船リース以外)	13,335	14,838	1,502	11.3%	12,810	▲2,027	▲13.7%
	運転資金	9,474	7,614	▲1,860	▲19.6%	7,561	▲53	▲0.7%
	計	36,606	38,821	▲2,215	6.1%	32,853	▲5,968	▲15.4%
漁業経営改善促進資金		1,451	1,451	-	0.0%	811	▲640	▲44.1%
借替緊急融資資金		775	604	▲172	▲22.1%	128	▲476	▲78.8%
生活資金		446	445	▲1	▲0.3%	340	▲105	▲23.7%
事業資金	設備資金	4,408	2,863	▲1,545	▲35.0%	2,840	▲23	▲0.8%
	運転資金	49,250	24,799	▲24,451	▲49.6%	21,994	▲2,805	▲11.3%
	旧債整理	157	160	4	2.3%	70	▲91	▲56.5%
	計	53,815	27,823	▲25,992	▲48.3%	24,904	▲2,919	▲10.5%
漁協等保証債務		-	-	-	0.0%	-	-	0.0%
合計		93,093	69,144	▲23,950	▲25.7%	59,036	▲10,108	▲14.6%
うち設備資金計		31,540	34,070	▲2,531	8.0%	28,132	▲5,938	▲17.4%
うち運転資金計		58,724	32,413	▲26,311	▲44.8%	29,555	▲2,858	▲8.8%

2 設備資金のうち近代化資金のリース事業にかかる保険引受状況

(単位：百万円)

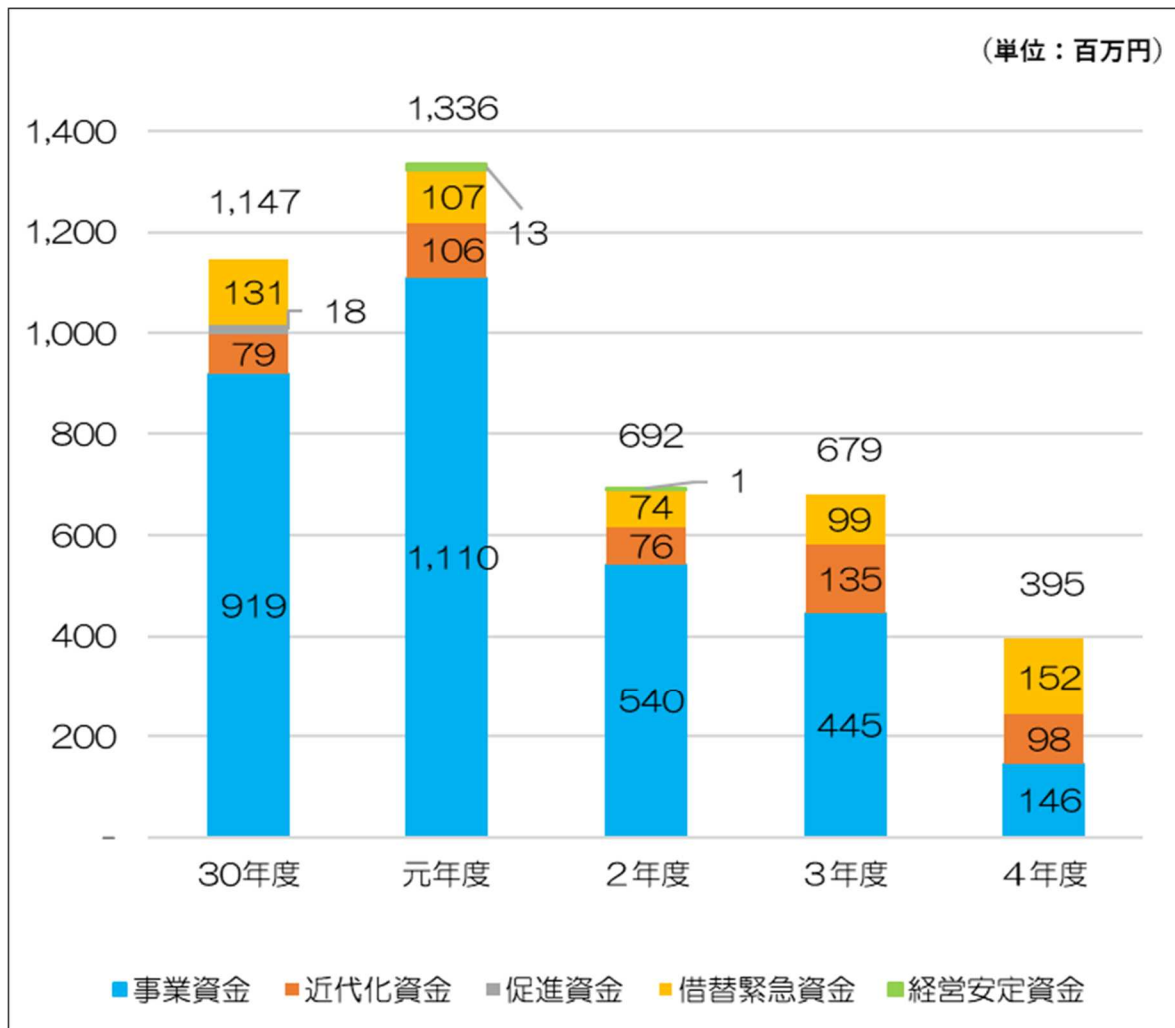
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
リース事業に係る引受	20t以上	598	1,660	515	1,853	656
	その他	7,112	7,448	13,282	14,516	11,826
	計 (A)	7,710	9,108	13,796	16,369	12,482
設備資金計 (B)		33,506	29,459	31,540	34,070	28,132
A/B (%)		23.0%	30.9%	43.7%	48.0%	44.4%

3 公庫のセーフティネット資金貸付状況

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	金額	金額	対前年度比	金額	対前年度比	金額	対前年度比
漁業計	23,699	101,072	426.5%	21,905	21.7%	18,891	86.2%
うちセーフティネット資金	4,689	83,817	1787.5%	11,789	14.1%	5,660	48.0%

4 保険金支払の推移



5 既往引受に係る条件変更の状況

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
変更通知書処理件数	1,630	2,180	1,780	1,676

注：変更通知書は、貸付条件の変更があった場合に、基金協会がその内容を信用基金に通知するもの。
変更日の属する月の翌月 20 日までに通知する。